

「事業会社等が保有する革新的な技術を活用したカーブアウトによるディープテック・スタートアップ創出等促進事業」
に係る公募要領

(2024年3月22日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

【受付期間】

2024年3月22日(金)～2024年4月22日(月) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提案書類のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/carveout_2024

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・E-mail等）は受け付けません。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■アップロードするファイルは、全てPDF形式ですが、一つのzipファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

■アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「事業会社等が保有する革新的な技術を活用したカーブアウトによる
ディープテック・スタートアップ創出等促進事業」に係る公募について
(2024年3月22日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、標記調査事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。

1. 件名

事業会社等が保有する革新的な技術を活用したカーブアウトによるディープテック・スタートアップ創出等促進事業

2. 調査概要

(1) 調査の目的・内容

我が国における研究開発投資の状況に注目すると、その約9割（14兆円）が従業員500名以上の事業会社によって実施されていますが、研究開発の成果で事業化されないもののうちの約6割が社内に埋もれ消滅しているという実態があり（内閣府「平成30年度年次経済財政報告」）、研究開発により生み出された技術や知識が十分にイノベーションに繋がっていない状況となっています。

事業会社¹において形成された技術は、もとより何らかの形で事業化することを意図して、研究開発資金や研究者等の多くのリソースを投入した結果生まれたものであり、新たな製品・サービス等の実現に繋がるポテンシャルを秘めているものであると考えられ、こうした技術のポテンシャルを十二分に発揮することができれば、新事業や新産業の創造が期待されます。

そこで、事業会社に蓄積された有望な技術や、事業会社で経験を重ねた人材を活用し、新事業や新産業の創造、ひいては我が国経済の付加価値の増大を図る観点から、いわゆる「カーブアウト」を、研究開発成果を活用した事業創造の手法という観点から捉え直すとともに、事業会社におけるその戦略的な活用について検討し、事業創造の手法の一つとして普及・浸透を図ることを目指します。

本事業では、我が国において、事業会社が保有する革新的な技術等を活用したカーブアウトによるディープテック・スタートアップを創出する「スタートアップ創出型カーブアウト²」の加速・促

¹ 事業会社：比較的安定した事業基盤を有している（複数年にわたって利益を稼得しているプロダクトを有している、プロダクトを継続的に購買する顧客のネットワークを有している、特定のマーケットにおいてある程度のシェアを有している等）ことにより、継続的なキャッシュフローが見込まれる営利法人のことを想定しています。

² スタートアップ創出型カーブアウト：事業会社で研究開発が実施されたものの事業化に至らず十分に活用しきれていない技術等について、当該事業会社からその社員等（当該技術の開発に携わっていた研究者・技術者や、経営者候補人材（客員起業家（Entrepreneur in Residence、以下「EIR」という。）として参画する人材その他の外部人材を含む。）が、その技術の提供（特許権等の譲渡や独占的实施権の付与など）を受け、当該事業会社を退職等し、新たにスタートアップを立ち上げ、VC等の社外の資金提供者から資金を調達しながら事業化に向けた研究開発や事業開発を行うことを指します。なお、ここでは、創業者自らも出資するなどによりスタートアップ側に経営の主導権があり、急速な事業成長に向けてVC等から資金を複数回調達することを前提とした資本政策をもとに、元の事業会社とは独立して事業を進める事業体を想定しています（元の事業会社の持ち株比率に関わらず、経営の主導権がスタートアップ側にあり、スタートアップとしてのファイナンスを実行しながら事業を進める見込みである場合も含まれます）。

進に向けて、調査及び導入に向けた下記2事業を実施します。詳細は各事業の「仕様書」を参照してください。なお、2事業は別事業となりますので、別々にご応募ください。

【1】調査事業

カーブアウトによるディープテック・スタートアップ創出について、これまでの国内外の先行事例等を調査するとともに、その促進に向けた普及・啓発に関する取組を調査する事業です。

【2】実証事業

カーブアウトによるディープテック・スタートアップの創出等を、①事業会社において実施するパートナー型プログラムと、②複数の事業会社から起業家人材を募り実施するマルチプル型プログラムの2パターンを実証する事業です。

なお、本事業では、経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、医薬・創薬、原子力技術に係るものは除く。）の開発及び実用化に取り組むいわゆるディープテック・スタートアップとしてのカーブアウトを対象とします。

(2) 実施期間

NEDOが指定する日から2026年3月31日（火）

(3) 予算規模

【1】調査事業

1事業あたり 6,000万円（消費税込）以内（1事業者程度）

【2】実証事業

1事業あたり 6,000万円（消費税込）以内（6事業者程度）

3. 応募要件

次のa. からc. までの全ての条件を満たすことのできる、単独で受託を希望する企業等とします。

- a. 当該事業又は関連事業についての調査実績を有し、かつ、調査目標の達成及び調査計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- c. NEDOが調査を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

なお、「【2】実証事業」については、自らがカーブアウトによるディープテック・スタートアップの創出等を実施すると共に、本事業の実施期間に関わらず中長期的にスタートアップの成長を支援でき、以下のd.、e.を含む全ての要件を満たすことができるベンチャーキャピタル（以下、「VC」という。）、アクセラレーター等が対象となります。

- d. 日本国内において、ディープテック・スタートアップを支援する拠点等を有しており、日本の法律に基づく法人格が付された企業等であること。また、事業責任者は日本の居住者であること。

(ここで言う居住者とは、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)の居住者(特定類型該当者を除く)であること。)

e. 事業会社やスタートアップ等の情報漏洩、機微情報の取扱、外為法含む各種法令等に対して責任を持ってフォローアップできると共に、同等の責任を負える人材を人選できること。

4. 対象経費

対象となる費用は、本業務を進めるために必要な労務費、その他経費、間接経費、再委託費です。なお、「【2】実証事業」においては、プログラム導入先となる事業会社やスタートアップ等が取り組む研究開発に係る費用(機械装置等費、研究開発に携わる研究者等の労務費、その他経費等)は対象外です。各費用の詳細は、下記マニュアルを参照してください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2023.html

I. 労務費

・本業務では、本事業の従事者の労務費を計上することができます。

なお、「【2】実証事業」において、提案者が本業務で実施するプログラムへの参加者の活動経費の一部として、II④で整理する「謝金」として計上することができます。

・従事者は、その役割等によって、「研究員費」「補助員費」として計上できます。「研究員費」と「補助員費」の区分やその他の詳細は、マニュアルを参照してください。

・労務費を計上する場合は、提案者等が整備している就業規則等を順守して計上してください(中間検査、確定検査等で確認)。

・実施体制図に記載された従事者のみ計上することができます。

・本業務で実施する行為が、提案者の本来業務で実施している行為と同一もしくは類似である場合は、本業務と本来業務を明確に区別した上で、必要な経費を計上してください。

II. その他経費

① 消耗品費

・本業務の実施に直接必要な消耗品費等がある場合、購入に要する経費を計上することができます。

② 旅費

・本業務では、Iに記載の従事者の旅費を計上できます。

なお、「【2】実証事業」において、提案者が本業務で実施するプログラムへの参加者の旅費は、II④で整理する謝金に含めることで計上することができます。

・本業務を実施するために必要となる旅費として、滞在費、交通費、諸費等を計上することができます。その際、提案者等が整備している旅費規程等を順守して計上してください(中間検査、確定検査等で確認)。

・本業務の実施に必要な知識、情報、意見等を収集するための国内、海外調査に要する滞在費、交通費、諸費等を計上することができます。

・本業務期間外に開催されるNEDO主催の報告会等への参加に係る旅費は対象外とします。

③ 外注費

・本業務の実施に必要な請負外注等に係る経費を計上することができます(例えば、事業者を募集するための広報経費、教育・研修プログラム実施や運営のための事務経費、イベント開催時の会場設営や運営のための経費、専門的有識者等に規定等の監修を依頼するための経費等)。

・本業務の経費を用いて実施したイベント等の行為については、受益者(事業会社、スタートアップ、関連事業者等)から協賛金等を得ることは可能ですが、対象経費としての計上に留意してください。

④ 諸経費

・上記の①、②のほか、本業務の実施に直接必要な会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費等の経費は計上することができます。

・「【2】実証事業」において、提案者が本業務で実施するプログラムへの参加者の活動経費の一部として、当該行為に対する「謝金」を計上することができます。また、その際に旅費が必要な場合は、当該経費についても計上することができます。ただし、謝金単価の算定根拠は、提案書に考え方を記載すると共に、支払いに係る規定等については、NEDOが確認できるように整理してください。なお、提案者等が参加者に支給する労務費等の活動経費については、上限含め一切問いません。

・なお、特許出願に関する費用は対象外とします。

Ⅲ. 間接経費

・本業務の実施に伴う委託先及び再委託先等の管理等に必要経費を間接経費として計上することができます。

・間接経費率は事業者の種別によって設定することができます。

Ⅳ. 再委託費

本業務の主たるプログラム構築及び伴走支援業務等を第三者に委託するための委託費は認めません。それ以外の一部業務を第三者に委託することができます（例えば、事業会社等を募集する業務、教育・研修プログラムを実施する際の事務局業務等を想定）。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ～Ⅳに定める項目に準じて行ってください。

・当該業務については、あらかじめ実施計画書に記載してください。

・再委託の額は原則として委託先との契約金総額の50%未満とします。

5. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

2024年4月22日(月) 正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式SNSをフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせをSNSで確認できます。是非、フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先： Web 入力フォーム

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/ga/enquetes/carveout_2024

(3) 提出方法

a. 「4. (2) 提出先」の Web 入力フォームで以下の①～⑩を入力いただき、⑪に提案書類の一式をアップロードしてください。アップロードするファイルを書類毎に作成し、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル (PDF、zip 等) にはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全提案書類を再提出してください。

提出された提案書類を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①調査名（「【1】調査事業」もしくは「【2】実証事業」を選んで記載）
- ②代表法人番号（13桁）
- ③代表法人名称
- ④代表法人連絡担当者氏名
- ⑤代表法人連絡担当者職名
- ⑥代表法人連絡担当者所属部署
- ⑦代表法人連絡担当者所属住所
- ⑧代表法人連絡担当者電話番号
- ⑨代表法人連絡担当者E-mailアドレス
- ⑩提案類型（【2】実証事業の場合のみ）
- ⑪調査目標（KPI）
- ⑫調査概要（400字以内）
- ⑬提案額
- ⑭再委託先法人名（複数の場合は、列記）
- ⑮外注先法人数
- ⑯初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ⑰提案書類（提案書類一式のアップロード）

b. 次の公募関連書類がダウンロードできますので、御参照ください。

- ・仕様書（PDF）
- ・提案書類（Word、Power Point）
- ・調査委託契約書（案）

（本公募用に特別に掲載しない場合は、「調査委託契約標準契約書」を指します。）

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

（4）提出にあたっての留意事項

- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 提案書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要領の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。

6. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を次の日程により開催いたします。説明は日本語で行います。

出席希望の方は、メールタイトルに「【カーブアウト】公募説明会出席登録」と必ず記入した上で、メール本文に、①「【1】調査事業」「【2】実証事業」（いずれか、もしくは両方希望する事業名を明記）①所属機関名、②出席者氏名（接続PC管理者等）、③出席者の連絡先（TEL、電子メールアドレス）を記入し、2024年4月1日（月）正午までにイノベーション推進部 事務局（MPM事務局内）担当（MPM@nedo.go.jp）まで御連絡ください。担当が受付し次第、③の電子メールアドレス宛にURLをお送りします。順次対応いたしますが、前日正午までにご案内が届いていない場合は、大変お手数ですが担当までご確認ください。なお、人数制限等を設ける予定はございませんので、出席希望の全ての方にご登録いただきたく、情報管理上、ご登録のない方へのURLの転送はご遠慮ください。

<説明会の日時、会場>

【1】調査事業

日時：2024年4月4日（木）10時00分～11時00分

開催方法：オンライン（Microsoft Teams）

【2】実証事業

日時：2024年4月4日（木）13時30分～15時00分

開催方法：オンライン（Microsoft Teams）

なお、説明会資料をNEDOウェブサイトの後日、掲載しますのでご確認ください。

7. 委託先の選定

（1）審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

（2）審査基準

- a. 目的・実施内容が仕様書の内容と合致しているか
一 試行的な取組も含めて、提案者が最適かつ効果的に業務目的を達成できるように、バランスよく企画検討された計画を提案されていること。
- b. 提案する方式・方法に工夫があり優れているか
一 仕様書に記載のある実施内容に呼応する形式で項目を立てて、定義、方法、考え方等について説明した上で、課題選定と対応策、重要点、取りまとめ手法をわかりやすく整理されていること。
- c. 業務実施における課題とその解決に向けた取り組みの内容が明確かつ実現の可能性があるか
一 全体スケジュールにおいて、どこに位置づけされるのか、事業期間における時間軸がわかるようにした上で、アウトプットイメージ、独自性がわかるように提案されていること。
なお、「【2】実証事業」においては、プログラム導入先の事業会社及び社員等がすでに確定しているもの、プログラムに対して事業会社の経営層の積極的な参加や総務・法務・知財等の部門横断的なルール体制の策定が見込まれるもの等主体的かつ具体的な提案を高く評価します。また、「②マルチプル型プログラム」の場合は、導入が期待される事業会社の参加数が多いものを高く評価します。ただし、カーブアウトの普及等の促進という本事業

趣旨を鑑みて、プログラム導入先の事業会社及び社員等を広く新規開拓・発掘する提案については、その導入の工夫等を含めて実現可能性のある主体的かつ具体的な内容を含む提案を、同様に高く評価します。

- d. 業務を遂行するための高い能力を有するか（関連する実績等）
ー日本全国に所在する事業会社の取り組みや技術シーズ等、スタートアップの経営や技術的な事業化ニーズ等の情報に精通しており、事業会社等と連携でき、それらの実績を有していること。
- e. 提案する実施計画（実施体制、人員等を含む）が適切かつ実行可能性が高いものか
ースタートアップ創出型カーブアウト支援の実績及び広く事業会社にアプローチ可能なネットワークや情報量を有する実施体制を整え、多様な事業会社のニーズにも対応する効率的なマッチング手法に関するアイデアやノウハウ等を有していること。
- f. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等を受けているか
ーワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）

（3）委託先の公表及び通知

採択結果の公表等

採択した案件に関しては、実施者名（再委託先・共同実施先含む）、事業概要をNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

8. 留意事項

（1）契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

（2）ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユ

ースエール認定企業)の状況を記載していただきます。詳細は、提案書類中の別紙2「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について」を御覧ください。

(3) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス

提案書の実施体制に記載する全ての提案者(再委託等は除く。)において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報(機微情報)に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。詳細は、提案書類中の別紙3「NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票」を御覧ください

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、対応する必要があります。(仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。)

(4) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。

- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

（5）研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijyutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者

の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.htmlへリンク>

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

(6) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添4のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。詳細は、「契約に係る情報の公表について」をご確認ください。

(7) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型*に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令

第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を

指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります*。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までには、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatut07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

9. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、以下の問い合わせ先までE-mailでお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 事務局（MPM事務局内）（担当 馬場、石嶋、佐藤）

E-mail : MPM@nedo.go.jp

10. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本調査に限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html